

寒河江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	43,012	14,941,333	522,661	2,689,955	18.0	18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

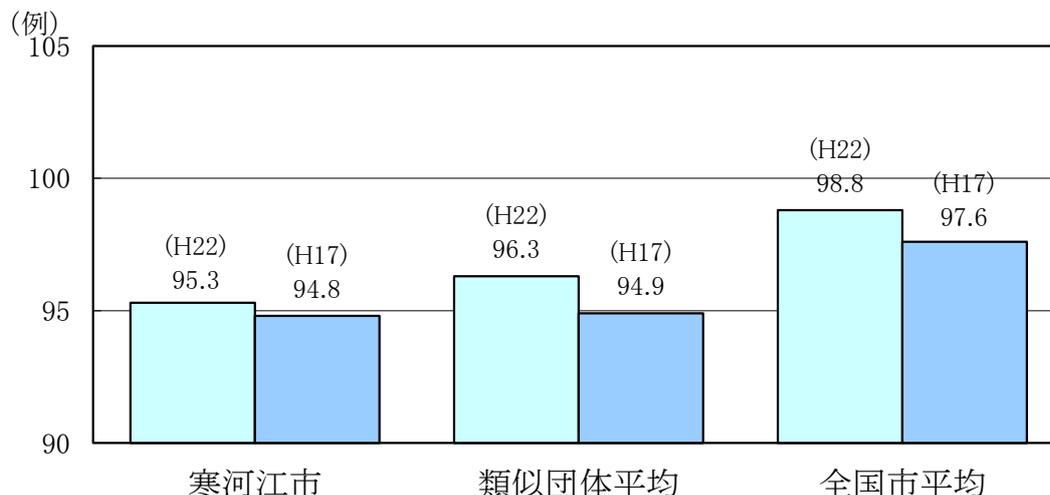
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	293	1,218,705	118,792	434,745	1,772,242	6,048	5,855

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ①常勤特別職の給料月額を減額しています。
市長 30% 副市長 13% 教育長 10% 監査委員 9%
- ②職員手当のうち管理職手当を50%減額しています。
- ③平成18年度より特殊勤務手当を見直し、病院関係等必要不可欠なもののみとしています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

- (注) 給料月額は、給与抑制措置などを行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
寒河江市	45.4 歳	343,700 円	373,200 円	367,200 円
山形県	43.9 歳	351,400 円	426,400 円	379,300 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	327,906 円	374,248 円	352,886 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
寒河江市	43.4 歳	59 人	312,800 円	325,100 円	323,500 円
うち 学校給食員	44.0 歳	20 人	315,800 円	327,200 円	324,600 円
うち 用務員	39.3 歳	14 人	282,800 円	304,400 円	327,300 円
うち自動車運転手	41.9 歳	4 人	303,000 円	326,100 円	320,300 円
山形県	43.4 歳	564 人	318,900 円	357,400 円	340,500 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円
類似団体	48.8 歳	29 人	299,737 円	320,499 円	310,712 円

民 間			参 考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
—	—	—	—
調理師	38.7 歳	205,800 円	1.59
用務員	53.8 歳	213,600 円	1.43
自家用乗用自動車運転手	46.1 歳	175,500 円	1.86
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
寒河江市	—	—	—
うち 学校給食員	5,233,900 円	2,764,800 円	1.89
うち 用務員	4,828,800 円	3,008,200 円	1.61
うち自動車運転手	5,170,000 円	2,353,600 円	2.20

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されたデータを使用している。（平成16～18年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		寒河江市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,300 円	135,600 円	137,200 円
	中 学 卒	— 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（22年4月1日現在）

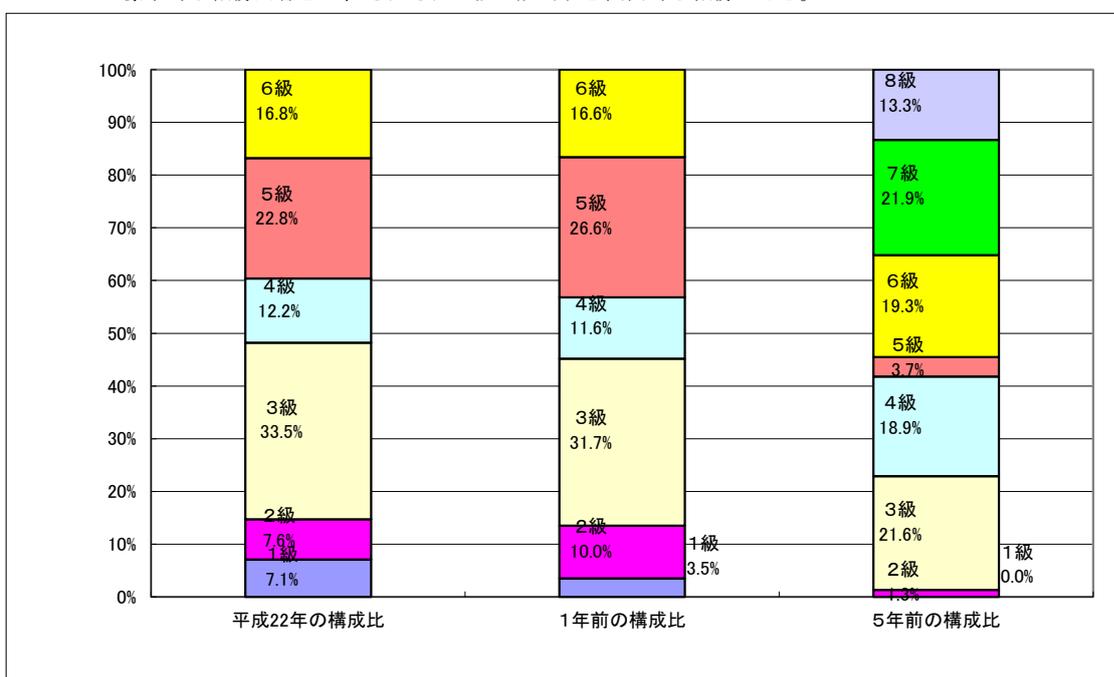
区 分		経験年数10-14年	経験年数15-19年	経験年数20-24年
一般行政職	大 学 卒	264,700 円	304,000 円	341,300 円
	高 校 卒	232,800 円	272,800 円	305,200 円
技能労務職	高 校 卒	225,500 円	271,300 円	302,400 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事 ・ 技 師	14 人	7.1 %
2 級	主 事 ・ 技 師	15 人	7.6 %
3 級	係 長 ・ 主 任	66 人	33.5 %
4 級	主 査 ・ 係 長	24 人	12.2 %
5 級	課長補佐 ・ 主 査	45 人	22.8 %
6 級	課 長	33 人	16.8 %

- (注) 1 寒河江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を実施し、以降毎年1月1日に昇給を行っています。勤務成績に応じ4号給(平成22年度までは、1号給の抑制)を標準として昇給させています。今後人事評価制度の昇給への反映について検討していきます。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,436 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,606 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.25 月分 (0.60)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.25 月分 (0.60)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務実績により、勤勉手当を支給しています。
今後人事評価制度の成績率への反映について検討していきます。

(2) 退職手当 (22年4月1日現在)

寒 河 江 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,790 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分
25,766 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		92,171 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		1,097,273 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		18.3 %	
手当の種類(手当数)		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	右記業務に従事した職員	感染症患者若しくは疑いのある患者を救護したとき又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事したとき	日額 300円
行旅病人又は行旅死亡人の取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱事件が発生し、その取扱作業に従事したとき	行旅病人 1件 1,500円 行旅死亡人 1件 2,500円
研修手当	病院に勤務する医師	医師業務	給料月額 \times 10/100に相当する額に20万円以内の額を加算した額
医務手当	病院に勤務する医師	医師業務	57万円以下
夜間看護手当	右記業務に従事した病院に勤務する看護師、准看護師等	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	1回 2,000～3,300円
緊急業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師	正規の勤務時間以外に、救急患者等に対応するため呼出を受け、緊急の業務に従事したとき	1回 1,500円
除雪作業手当	右記業務に従事した自動車運転手	特殊自動車を運転し、午後5時から翌日の午前6時までの間に除雪作業に従事したとき	日額 300円

(注) 18年度より、手当数を削減。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	58,181 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	127 千円
支給実績(20年度決算)	78,135 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	171 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		48,252 千円	231,980 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員及び自己の所有する住宅に居住する世帯主である職員 ・借家 限度額 月額27,000円 ・持家 月額3,000円(21年11月まで)	異なる(県と同じ)	持家 2,500円(新築・購入から5年間に限定)	12,924 千円	97,172 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇所当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	異なる	交通用具使用者の距離区分	18,176 千円	54,912 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(月額最高45,000円)	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	8,194 千円	136,567 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり最高医師20,000円)	同じ		18,495 千円	80,413 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給(月額) ・課長等 41,600円 ・院長 110,100円 ・副院長 77,100円 ・診療部長 61,700円 ・診療主幹 41,600円 ・総看護師長 43,300円	同じ(独自に50%削減)		12,721 千円	259,612 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合 ・勤務1回につき4,000円	同じ		6 千円	6,000 円

寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同じ		27,143 千円	60,722 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(月額最高6,620円)	—		0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料 報 酬	市 長	800,400 円 (920,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/ 455,000 円	
	副 市 長	625,500 円 (695,000 円)	800,000 円/ 347,500 円	
	議 長	435,000 円 (- 円)	495,000 円/ 274,000 円	
	副 議 長	385,000 円 (- 円)	440,000 円/ 234,000 円	
	議 員	360,000 円 (- 円)	400,000 円/ 220,000 円	
	期 末 手 当	市 長 副 市 長	(21年度支給割合) 2.950 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
議 長 副 議 長 議 員		(21年度支給割合) 2.950 月分 (加算措置の状況) 報酬月額に40%を加算する		
退 職 手 当		市 長	(算定方式) 920,000円×在職月数×0.567	(1期の手当額) 25,038,720円
	副 市 長	695,000円×在職月数×0.331	11,042,160円	任期毎
そ の 他	備 考			
	市 長 副 市 長	通勤手当及び寒冷地手当について、一般職の職員に準じて支給		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

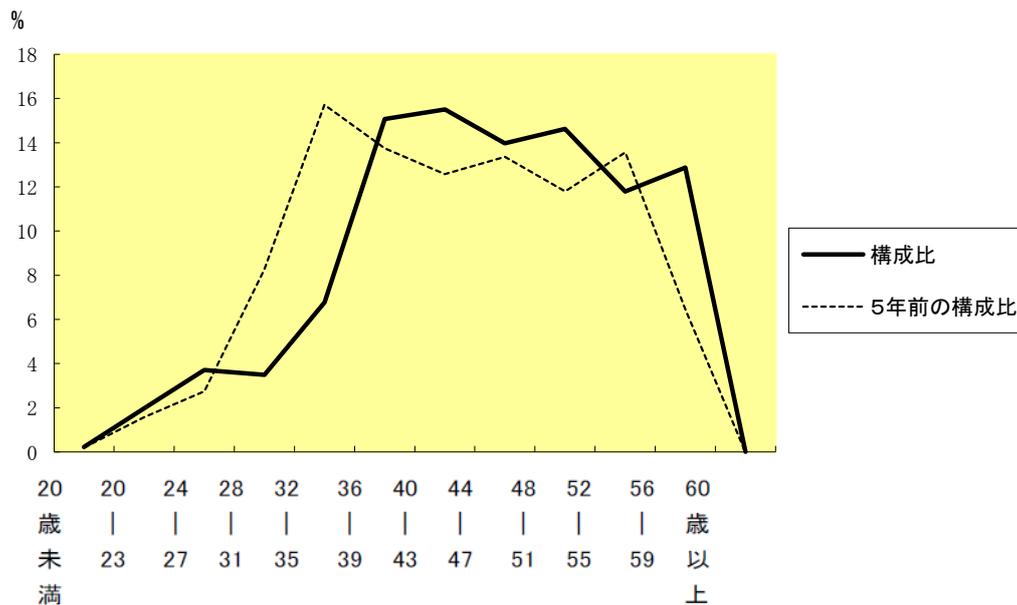
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成21年	平成22年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		係新設等
		総務	64	66	2	
		税務	24	24		
		農水	17	17		
		商工	10	10		
		土木	24	23	△1	
		民生衛生	68	66	△2	
	計	225	224	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.08 人)	
	教育部門	73	70	△3	退職者不補充	
	消防部門	-	-			
	小計	298	294	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 97.5 人)	
公営企業計等部門	病院	133	130	△3	退職者不補充	
	水道	14	13	△1	事務分担見直し	
	下水道	11	10	△1	事務分担見直し	
	その他	12	12			
	小計	170	165	△5		
合計		468	459	△9	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.71 人	
		[560]	[560]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	17人	16人	31人	69人	71人	64人	67人	54人	59人	0人	458人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人 ・ %)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	244	232	231	226	225	224	▲20 (▲8.2%)
教育	87	84	73	73	73	70	▲17 (▲19.5%)
消防							
普通会計	331	316	304	299	298	294	▲37 (▲11.2%)
公営企業等会計	178	179	176	173	170	165	▲13 (▲7.3%)
総合計	509	495	480	472	468	459	▲50 (▲9.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 866,701	千円 262,898	千円 90,143	% 10.4	% 10.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 14	千円 60,110	千円 8,138	千円 21,895	千円 90,143	千円 6,439	千円 6,566

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ①職員手当のうち管理職手当を50%減額しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(水道事業)	47.1 歳	376,641 円	506,974 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (水道事業)		寒 河 江 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(21年度)		1人当たり平均支給額(21年度)	
1,564 千円		1,436 千円	
(21年度支給割合)		(20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.65 月分	1.25 月分	2.65 月分	1.25 月分
(1.45)月分	(0.60)月分	(1.45)月分	(0.60)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

寒河江市（水道事業）			寒河江市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,298 千円	26,951 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	— %		
手当の種類(手当数)	— 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(注) 18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	2,917 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	208 千円
支給実績(20年度決算)	3,496 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	250 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・所長 41,600円	同じ (50%削減)		260 千円	260,000 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円

扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外1人につき月額6,500円(配偶者がいない場合1人目11,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同 じ		2,801 千円	215,462 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員及び自己の所有する住宅に居住する世帯主である職員 ・借家 限度額 月額27,000円 ・持家 月額3,000円(21年11月まで)	同 じ		519 千円	64,875 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		441 千円	40,127 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(23,000円)+距離区分に応じた加算額(最高45,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		1,194 千円	85,271 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,200円)	同 じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		6 千円	6000 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(月額最高6,620円)	同 じ		0 千円	0 円